

広島地方最低賃金審議会
令和4年度 第1回
広島県船舶製造・修理業,
船用機関製造業
最低賃金専門部会

日 時 令和4年9月30日(金) 13時30分～

場 所 広島合同庁舎1号館附属棟2階 大会議室

広島地方最低賃金審議会

令和4年度 第1回

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業

最低賃金専門部会

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 部会長、部会長代理の選出について

(2) 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定に
ついて

(3) その他

3 閉 会

令和4年度 第1回

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊 No. 1	広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会委員名簿	-- P.	1
別冊 No. 2 -1	広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金(現行)	----- P.	2
-2	広島県特定(産業別)最低賃金の適用を受ける業種(日本標準産業分類)	P.	3
-3	中分類	P.	4
-4	令和4年度適用使用者数及び適用労働者数	P.	6
別冊 No. 3	令和3年度 特定最低賃金の審議・改定状況(船舶・輸送機械等)	----- P.	8
別冊 No. 4	令和4年度最低賃金実態調査概要(船舶製造・修理業，船用機関製造業)	P.	9
4 -1	最低賃金実態調査における分位偏差	----- P.	15
4 -2	賃金分布図	----- P.	16
4 -3	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移	----- P.	18
4 -4	中位数・時間当たり平均賃金額	----- P.	19
4 -5	事業所規模別未満率	----- P.	20
4 -6	引上げ試算表(令和4年 船舶製造・修理業，船用機関製造業)	----- P.	21
4 -7	経過表(船舶製造・修理業，船用機関製造業)	----- P.	22

令和4年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金)

広島労働局

令和4年9月9日任命

区分	氏名	現職
公益代表	いのうえ おさむ 井上 道	弁護士
	さかい ともこ 酒井 朋子	税理士
	はせがわ えいじ 長谷川 栄治	弁護士
労働者代表	あくね こう 阿久根 孝	ジャパンマリンユナイテッド呉労働組合 執行委員長
	さざき よしひろ 佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	まえだ りゅうじ 前田 隆司	内海造船労働組合 執行委員長
使用者代表	なかの ひろゆき 中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	なかもと ひろと 中本 裕人	神田ドック株式会社 取締役
	みやた まこと 宮田 真	株式会社IHI 呉事業所長

[注] 1. 斜体文字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（現行）

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造業・修理業，船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造業・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金

1時間977円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和3年12月31日

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

船舶製造・修理業，船用機関製造業
適用する使用者 広島県の区域内で船舶製造・修理業，船用機関製造業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）より （青字は事務局にて加筆）
E31 輸送用機械器具製造業のうち E310 管理，補助的経済活動を行う事業所（313 船舶製造・修理業，船用機関製造業に限る） E3100 主として管理事務を行う本社等 E3109 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所 E313 船舶製造・修理業，船用機関製造業 E3131 船舶製造・修理業 E3132 船体ブロック製造業 E3133 舟艇製造・修理業 E3134 船用機関製造業 L7282 純粋持株会社（313 船舶製造・修理業，船用機関製造業に限る）

適用除外労働者

- 1 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

大分類E－製造業

中分類31－輸送用機械器具製造業

総説

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類される。

主な製品は、自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

310 管理、補助的経済活動を行う事業所(31 輸送用機械器具製造業)

3100 主として管理事務を行う本社等

主として輸送用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として輸送用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

313 船舶製造・修理業, 船用機関製造業

3131 船舶製造・修理業

主として船舶の製造・修理設備として造船台, ドック若しくは引揚船台を有し, 船舶を製造又は修理する事業所をいう。

ただし, 主として船体ブロック若しくは船舶用の部分品(甲板機械, アンカーチェーン, プロペラ, ギ装品など)のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装, 船台, 建具, 配線などを行う事業所は本分類に含まれない。

また, 舟艇を製造又は修理する事業所は細分類 3133 に分類される。

○鋼船製造・修理業; 木造船製造・修理業; 木製漁船製造・修理業

×船舶部分品製造業 [部分品の種類によりそれぞれの箇所に分類される]; 船体塗装業 [0771]; 船内配線業 [0812]; 舟艇製造・修理業 [3133]; 船用機関製造業 [3134]; 船用機関修理業 [9011]

3132 船体ブロック製造業

主として鋼船の船体ブロックを製造する事業所をいう。

○船体ブロック製造業

3133 舟艇製造・修理業

主として舟艇を製造又は修理する事業所をいう。

○舟艇製造業; ヨット製造・修理業; ボート製造・修理業; 強化プラスチック製舟艇製造業

3134 船用機関製造業

主として船用の蒸気機関, 蒸気タービン, 内燃機関を製造する事業所をいう。

○船用機関製造業; 船用内燃機関製造業

×船用機関修理業 [9011]

7282 純粋持株会社

本業を持たずに, 他社の事業活動を支配する事業所をいう。

○純粋持株会社

令和4年度 適用使用者数及び適用労働者数

(平成28年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、鋳鉄鑄物、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E220 管理, 補助的活動を行う事業所	1	25
E2211 高炉による製鉄業	2	4,890
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	11	619
E225 鉄素形材 (鋳鉄鑄物) 製造業	43	1,167
E229 その他の鉄鋼業	183	2,424
計	240	9,125

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E240 管理, 補助的活動を行う事業所	10	34
E244 建設用・建築用金属製品製造業	563	5,744
E249 その他の金属製品製造業	75	1,613
計	648	7,391

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E 25 はん用機械器具製造業	369	8,630
E 26 生産用機械器具製造業	913	18,470
E 27 業務用機械器具製造業	24	406
計	1,306	27,506

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	64	7,105
E 29 電気機械器具製造業	284	7,180
E 30 情報通信機械器具製造業	15	1,766
計	363	16,051

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	3	44
E 311 自動車・同附属品製造業	300	32,850
計	303	32,894

6 船舶製造・修理業，船用機関製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	5	14
E 313 船舶製造・修理業，船用機関製造業	483	10,727
計	488	10,741

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理，補助的活動を行う事業所	4	749
I 561 百貨店，総合スーパー	48	8,776
I 569 その他の各種商品小売業	35	258
計	87	9,783

8 自動車小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理，補助的活動を行う事業所	11	288
I 591 自動車小売業	1,661	11,115
計	1,672	11,403

都道府県	地区別 番号	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出 理由別	申出日	申出日	必要性 判断日	必要性 答申日	必要性 有・無	重要 結果
北海道	889	4	船舶製造	-	889	917	+28	改正	協約	7/7	7/19	8/5	有	10/11
福島	828	29	輸送機械	-	870	890	+20	改正	協約	7/16	7/26	8/5	有	10/14
群馬	865	44	輸送機械	-	910	935	+25	改正	公正	7/21	7/29	8/6	有	10/19
埼玉	956	47	輸送機械	-	966	990	+24	改正	協約	7/14	7/27	8/2	有	9/15
東京	1041	61	輸送機械	-	838	-	-	改正	協約	7/29	8/10	11/19	無	-
長野	877	91	一般機械・輸送機械	-	905	927	+22	改正	公正	7/30	8/5	8/23	有	10/15
静岡	913	100	一般機械・輸送機械	-	951	970	+19	改正	協約	7/2	7/30	8/6	有	10/15
三重	902	118	輸送機械	-	942	962	+20	改正	協約	6/25	7/13	8/5	有	10/18
京都	937	129	輸送機械	-	947	968	+21	改正	協約	7/15	7/20	8/26	有	11/8
大阪	992	136	一般機械・輸送機械	-	968	997	+29	改正	協約	6/29	7/6	8/30	有	9/15
兵庫	928	146	輸送機械	-	978	1,002	+24	改正	協約	7/5	7/16	8/30	有	9/29
岡山	862	168	輸送機械(船)	-	954	980	+26	改正	協約	6/21	7/2	9/28	有	11/10
広島	899	175	輸送機械(船)	-	957	977	+20	改正	公正	6/17	8/5	8/5	有	10/26
山口	857	180	輸送機械	-	937	965	+28	改正	協約	7/1	7/26	7/26	有	10/11
香川	848	188	輸送機械(船)	-	956	980	+24	改正	公正	7/5	7/27	8/5	有	10/12
愛媛	821	192	輸送機械(船)	-	938	962	+24	改正	公正	6/24	7/19	8/6	有	10/25
長崎	821	206	輸送機械(船)	-	875	-	-	改正	協約	7/1	8/2	9/3	無	-
熊本	821	208	輸送機械	-	888	902	+14	改正	協約	6/28	7/8	8/5	有	10/13
大分	822	213	輸送機械(自・船)	-	878	894	+16	改正	協約	7/29	8/2	8/23	有	10/19

令和4年度

最低賃金実態調査の概要

(船舶製造・修理業, 船用機関製造業)

広島労働局

- 資 料 目 次 -

1	分位偏差	資料No.4-1
2	賃金分布図グラフ	資料No.4-2
3	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移グラフ	..	資料No.4-3
4	中位数・時間当たりの平均賃金額	...	資料No.4-4
5	事業所規模別未満率	資料No.4-5
6	引上げ試算表	資料No.4-6
7	経過表（平成16年度～令和3年度）	資料No.4-7

最低賃金に関する実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の改正のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地 域

広島県全域

(2) 産 業

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1~99人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1~29人の民営事業所のうちから、「平成28年経済センサス(令和2年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所数を考慮し、無作為に抽出した事業所である。

なお、各種商品小売業及び自動車小売業については、1~99人の民営事業所である。

(4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1~29人の事業所については全労働者、労働者30~99人の事業所については2分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及び方法

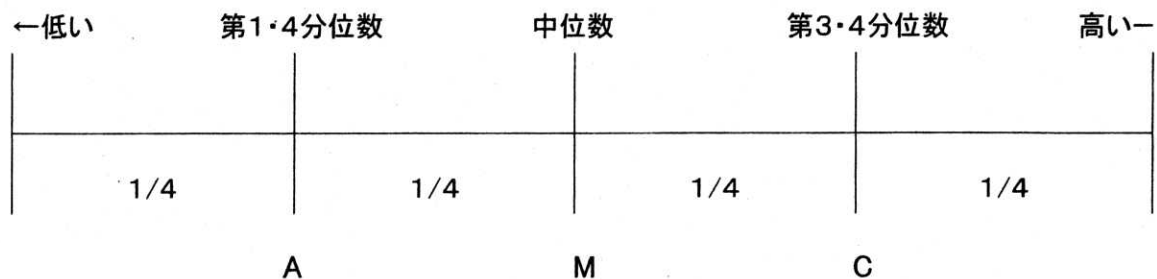
調査は通信調査とし、令和4年6月分の賃金等について、5月から6月にかけて調査を実施した。

統計用語について

○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の1、10 分の1、4分の1などの境界に当たる数値を当該分布の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数と呼び、2分の1(即ち中央)に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q: 4分位偏差 A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数

○ 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が 30 万円に対する4分位偏差5万円と、中位数 20 万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$\text{4分位分散係数} = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数 M: 中位数

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

最低賃金実態調査における分位偏差

【船舶製造・修理業、船用機関製造業】

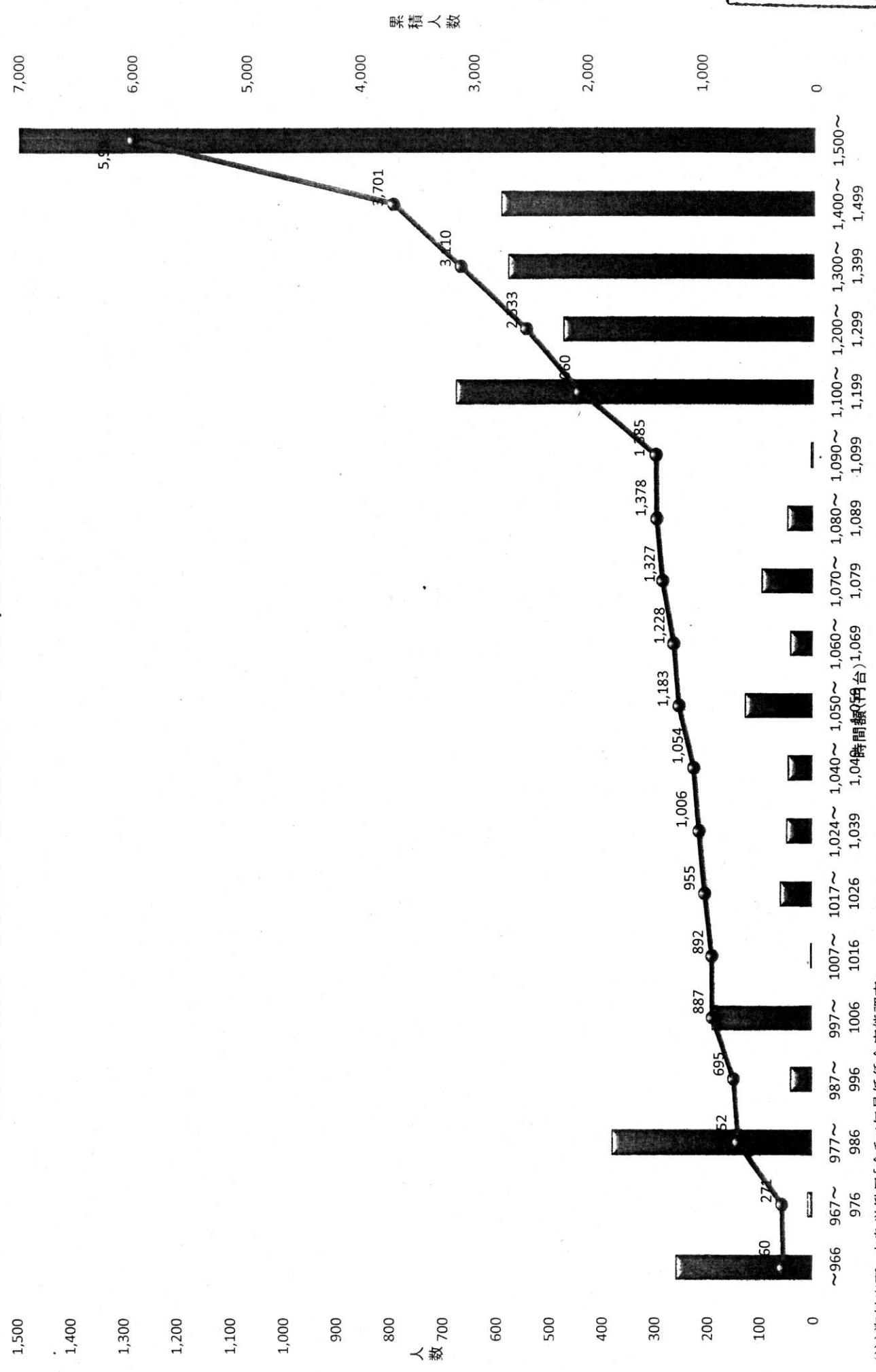
規模	内 訳	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	第1・20分位数(円)	893	912	910	956	957	977
	対前年増減率	4.08%	2.13%	-0.22%	5.05%	0.10%	2.09%
	第1・10分位数(円)	893	912	934	956	957	980
	対前年増減率	3.36%	2.13%	2.41%	2.36%	0.10%	2.40%
	第1・4分位数(円)	950	1,005	1,008	1,000	1,050	1,100
	対前年増減率	-17.10%	5.79%	0.30%	-0.79%	5.00%	4.76%
	中位数(円)	1,250	1,321	1,309	1,333	1,350	1,366
	対前年増減率	-10.71%	5.68%	-0.91%	1.83%	1.28%	1.19%
労働者数	6,790	6,318	5,687	5,139	6,493	5,993	
1 5 9 人	第1・20分位数(円)	893	912	934	956	933	977
	対前年増減率	4.08%	2.13%	2.41%	2.36%	-2.41%	4.72%
	第1・10分位数(円)	893	912	934	956	957	1,000
	対前年増減率	-10.70%	2.13%	2.41%	2.36%	0.10%	4.49%
	第1・4分位数(円)	901	1,011	1,000	1,100	1,021	1,142
	対前年増減率	-26.93%	12.21%	-1.09%	10.00%	-7.18%	11.85%
	中位数(円)	1,300	1,375	1,350	1,397	1,300	1,400
	対前年増減率	-13.33%	5.77%	-1.82%	3.49%	-6.94%	7.69%
労働者数	1,119	1,200	900	779	1,184	1,027	
10 5 29 人	第1・20分位数(円)	893	912	934	952	952	974
	対前年増減率	5.06%	2.13%	2.41%	1.93%	0.00%	2.31%
	第1・10分位数(円)	893	912	934	956	957	977
	対前年増減率	4.08%	2.13%	2.41%	2.36%	0.10%	2.09%
	第1・4分位数(円)	895	920	1,008	976	1,000	1,050
	対前年増減率	-14.76%	2.79%	9.57%	-3.17%	2.46%	5.00%
	中位数(円)	1,218	1,237	1,308	1,250	1,260	1,300
	対前年増減率	-7.45%	1.56%	5.74%	-4.43%	0.80%	3.17%
労働者数	3,012	2,590	2,507	2,233	3,002	2,808	
30 5 99 人	第1・20分位数(円)	863	912	902	956	957	980
	対前年増減率	-0.12%	5.68%	-1.10%	5.99%	0.10%	2.40%
	第1・10分位数(円)	893	957	934	956	978	1,039
	対前年増減率	0.45%	7.17%	-2.40%	2.36%	2.30%	6.24%
	第1・4分位数(円)	1,076	1,124	1,006	1,100	1,151	1,200
	対前年増減率	-11.37%	4.46%	-10.50%	9.34%	4.64%	4.26%
	中位数(円)	1,307	1,400	1,304	1,407	1,440	1,431
	対前年増減率	-8.67%	7.12%	-6.86%	7.90%	2.35%	-0.63%
労働者数	2,659	2,528	2,280	2,126	2,307	2,158	

(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

【船舶製造・修理業、船用機関製造業の最低賃金】

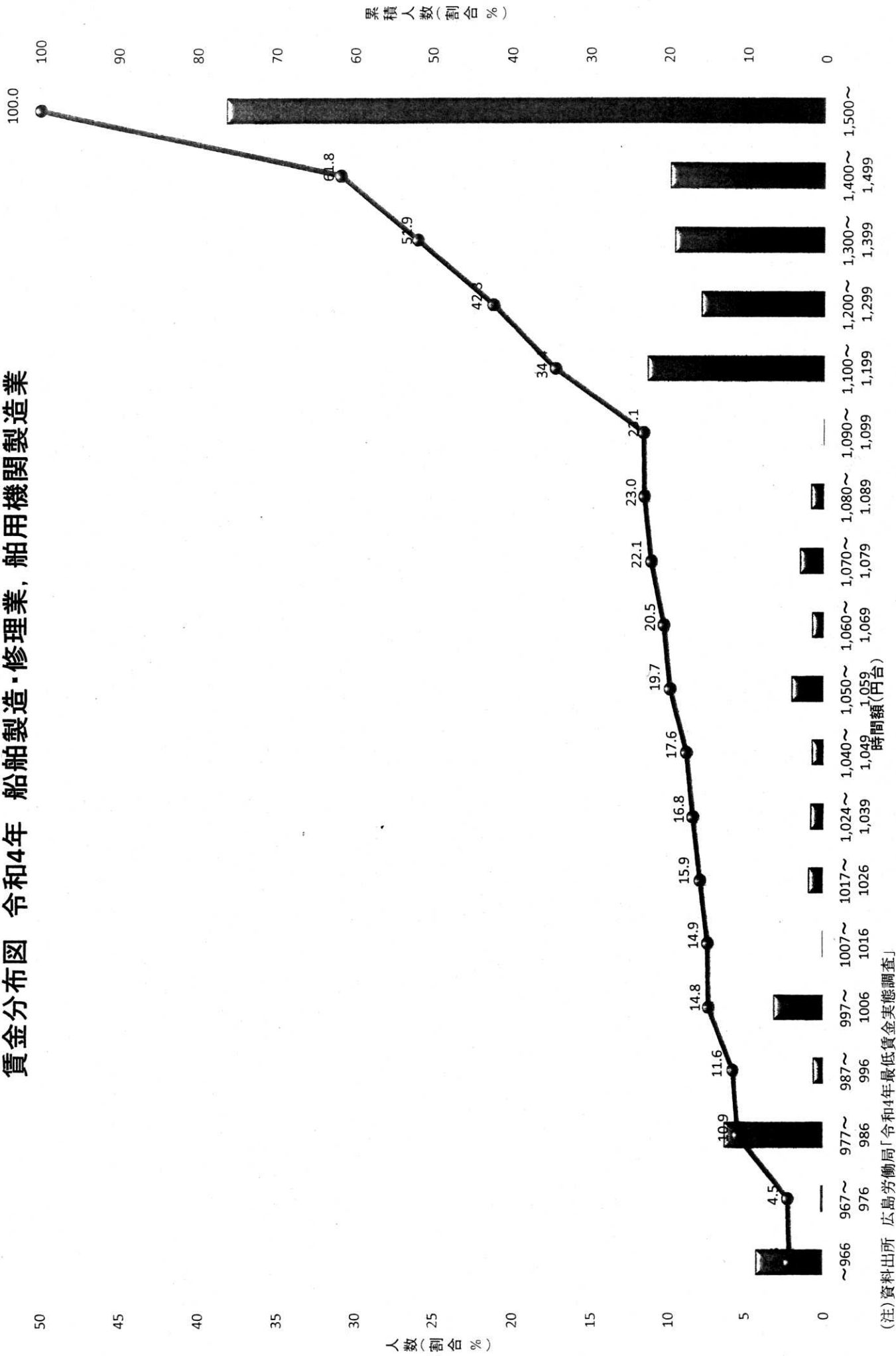
年度別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年
時間額	893円	912円	934円	956円	957円	977円
発効日	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31

賃金分布図 令和4年 船舶製造・修理業,船用機関製造業



(注)資料出所 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

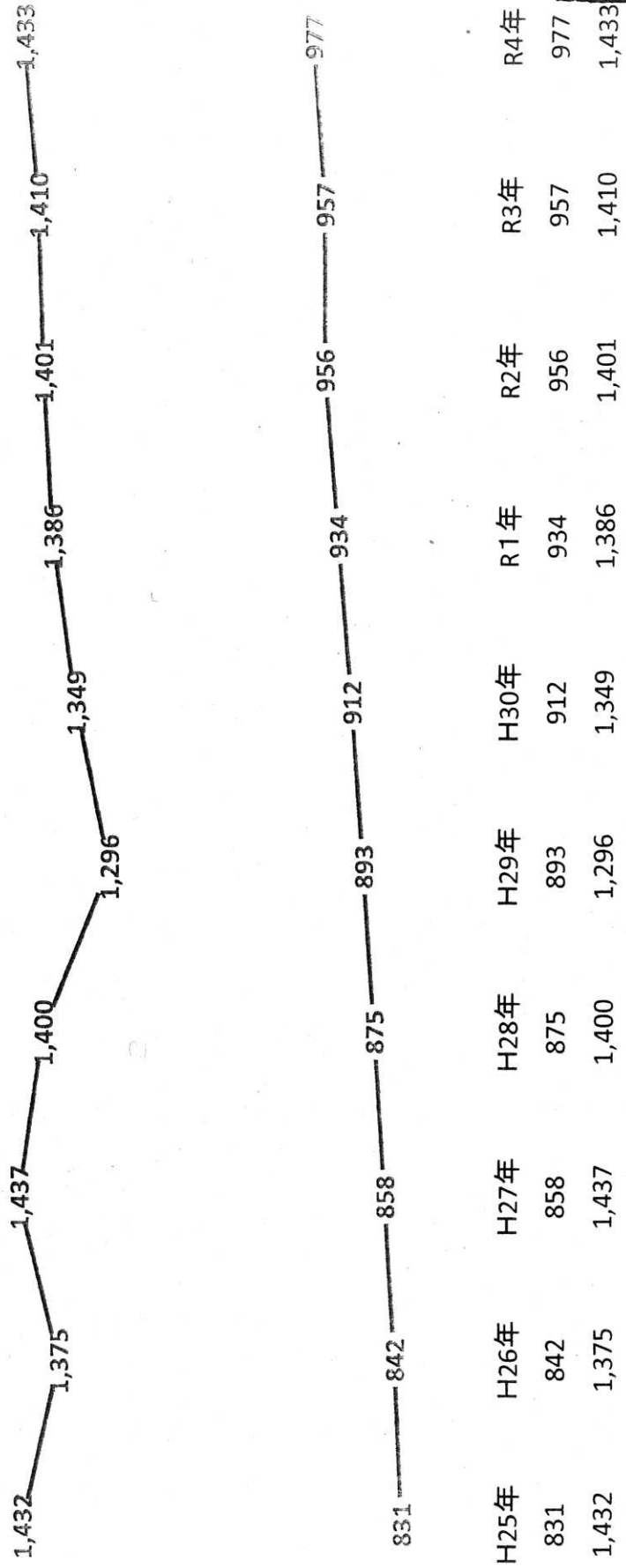
賃金分布図 令和4年 船舶製造・修理業、船用機関製造業



(注)資料出所 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

船舶製造・修理業、船用機関製造業 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移

時間額(円)



— 最低賃金額
 - - - 平均賃金額

中位数・時間当たりの平均賃金額

【船舶製造・修理業，船用機関製造業】

最低賃金額 977円

	中位数	時間当たりの 平均賃金額
規模計	1,366 円	1,433 円
規模(1～9人)	1,400 円	1,503 円
規模(10～29人)	1,300 円	1,380 円
規模(30～99人)	1,431 円	1,468 円

(注) 資料出所 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

事業所規模別未満率

【船舶製造・修理業，船用機関製造業】

最低賃金額 977円

	未満率	未満労働者数
規模計	4.5%	271人
規模(1～9人)	4.6%	47人
規模(10～29人)	5.2%	147人
規模(30～99人)	3.5%	76人

全労働者数	5,993
-------	-------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象事業所規模に属する労働者の合計である。

最低賃金引上げ試算表

(令和4年 船舶製造・修理業, 船用機関製造業)

アップ額	アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(累計・人)
【 現 行 】		977		
1	0.10	978	8.7	519
2	0.20	979	8.7	519
3	0.31	980	8.7	524
4	0.41	981	10.8	646
5	0.51	982	10.8	646
6	0.61	983	10.8	646
7	0.72	984	10.8	646
8	0.82	985	10.8	649
9	0.92	986	10.9	652
10	1.02	987	10.9	652
11	1.13	988	11.1	668
12	1.23	989	11.1	668
13	1.33	990	11.1	668
14	1.43	991	11.3	675
15	1.54	992	11.3	675
16	1.64	993	11.6	695
17	1.74	994	11.6	695
18	1.84	995	11.6	695
19	1.94	996	11.6	695
20	2.05	997	11.6	695
21	2.15	998	11.6	695
22	2.25	999	11.6	695
23	2.35	1,000	11.6	695
24	2.46	1,001	14.7	880
25	2.56	1,002	14.7	880
26	2.66	1,003	14.7	880
27	2.76	1,004	14.7	880
28	2.87	1,005	14.7	884
29	2.97	1,006	14.7	884
30	3.07	1,007	14.8	887
31	3.17	1,008	14.8	887
32	3.28	1,009	14.8	887
33	3.38	1,010	14.8	887
34	3.48	1,011	14.8	887
35	3.58	1,012	14.8	887

(注)全労働者数

5,993

(注) 「令和4年 最低賃金実態調査」における「広島県船舶製造・修理業, 船用機関製造業最低賃金」の調査対象労働者数である。

経 過 表

資料No. 4-7

(船舶製造・修理業, 船用機関製造業)

	最賃時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成16年度	776	3	0.4	2.5	2.6
平成17年度	780	4	0.5	0.9	1.3
平成18年度	786	6	0.8	1.9	3.3
平成19年度	798	12	1.5	4.9	6.4
平成20年度	809	11	1.4	1.8	4.9
平成21年度	813	4	0.5	3.0	3.9
平成22年度	821	8	1.0	4.9	7.7
平成23年度	825	4	0.5	3.0	6.1
平成24年度	831	6	0.7	2.3	14.7
平成25年度	842	11	1.3	0.4	10.5
平成26年度	858	16	1.9	7.4	14.0
平成27年度	875	17	2.0	4.1	12.1
平成28年度	893	18	2.1	3.7	18.3
平成29年度	912	19	2.1	4.8	22.7
平成30年度	934	22	2.4	3.9	17.7
令和元年度	956	22	2.4	5.7	17.1
令和2年度	957	1	0.1	4.0	16.1
令和3年度	977	20	2.1	4.5	8.7

(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」